

議案第67号

静岡市営住宅条例の一部改正について

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、店舗」を削る。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条（見出しを含む。）中「及び店舗」を削る。

第4条第2項及び第5条中「又は店舗」を削る。

第6条第4項を削り、同条第5項中「及び前項」及び「又は店舗」を削り、同項を同条第4項とする。

第7条第1項から第3項までの規定中「又は店舗」を削る。

第8条第5項を削る。

第9条第2項中「若しくは店舗」を削り、同条第3項中「又は店舗」を削る。

第11条第5項を削る。

第14条第1項中「又は店舗」を削り、同条第3項中「若しくは店舗」を削り、同条第4項中「又は店舗」を削る。

第15条第3項中「又は店舗」を削る。

第16条第1項中「、店舗」を削る。

第17条第3号中「並びに市営住宅及び店舗」を「及び市営住宅」に改める。

第18条中「、店舗」を削る。

第20条から第22条まで、第24条第1項及び第25条中「又は店舗」を削る。

第31条第4項中「及び店舗」を削る。

第33条中「又は店舗」を削る。

第34条第1項各号列記以外の部分中「又は店舗」を削り、同項第3号中「、店舗」を削り、

同項第4号及び同条第3項中「又は店舗」を削り、同条第4項中「又は店舗家賃の限度額」を削り、「市営住宅又は店舗」を「市営住宅」に改め、同条第5項中「市営住宅又は店舗」を「市営住宅」に改め、「又は店舗家賃の限度額」を削る。

第48条中「又は店舗」を削る。

第52条第1項中「又は店舗」及び「若しくは店舗」を削り、同条第2項中「又は店舗」を削る。

第52条の2中「、市営住宅の入居者」を「又は市営住宅の入居者」に改め、「、店舗に入居しようとする者又は店舗の入居者」を削る。

別表第1の1市営住宅の表中「1 市営住宅」を削り、

「

四番町団地	静岡市葵区四番町
浅間団地	静岡市葵区西草深町

を

」

「

四番町団地	静岡市葵区四番町
-------	----------

に、

」

「

東新田西団地	静岡市駿河区東新田五丁目
八幡団地	静岡市駿河区南八幡町
小鹿高層団地	静岡市駿河区小鹿二丁目
小鹿南団地	静岡市駿河区小鹿二丁目

を

」

「

東新田西団地	静岡市駿河区東新田五丁目
小鹿高層団地	静岡市駿河区小鹿二丁目

に

」

改め、別表第1の2店舗の表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。